保　護　者　様

 　　　　北区立赤羽台西小学校長

**感染症の出席停止について**

お子さまが学校保健安全法で定められている感染症に罹患したことを医師に診断された旨、連絡を受けました。学校保健安全法に基づき出席停止といたします。出席停止の期間は下記の表の通りです。

医師より感染のおそれがないと認められましたら、裏面の『出席停止解除届』へ保護者の方が記入し、最初に登校する際にお子さまに持たせ、担任に提出してください。

学校において予防すべき感染症の主な種類及び出席停止の期間の基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第１種 | ｴﾎﾞﾗ出血熱､ｸﾘﾐｵｱ･ｺﾝｺﾞ出血熱､南米出血熱､ﾍﾟｽﾄ､ﾏｰﾙﾌﾞﾙｸﾞ病､ﾗｯｻ熱､急性灰白髄炎､ｼﾞﾌﾃﾘｱ､重症急性呼吸器症候群､鳥ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ(H5N1) | 治癒するまで |
| 第２種 | インフルエンザ　（鳥ｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ(H5N1)を除く） | 発症後5日を経過し、かつ、解熱後２日（幼児は３日）を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳の消失、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで |
| 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後、２日を経過するまで |
| 麻しん（はしか） | 解熱後3日経過するまで |
| 風しん（三日ばしか） | 発疹が消退するまで |
| 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状消退後、2日を経過するまで |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで |
| 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| 第３種 | 流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎　などその他の感染症溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（ノロウイルス等）　など | 病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで |

※第２種は病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めた時は、この限りでない。（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症を除く）

保護者記入

**出　席　停　止　解　除　届**

|  |
| --- |
| 年　　　　組　児童氏名 |
| 疾　患　名 |  |
| 発症した日 | 令和　　　年　　　月　　　　日（　　　） |
| 登校許可日 | 令和　　　年　　　月　　　　日（　　　）より登校してよいと医師に言われました。 |
| 診断を受けた病院名 |  |

令和　　　 年　　　月　　　日

北区立赤羽台西小学校長　殿

保護者氏名